住民税に関するお願いとお知らせ（必ずお読みください）

下記に注意点、誤りやすい事項を挙げましたので、ご確認のうえご提出をお願いいたします。

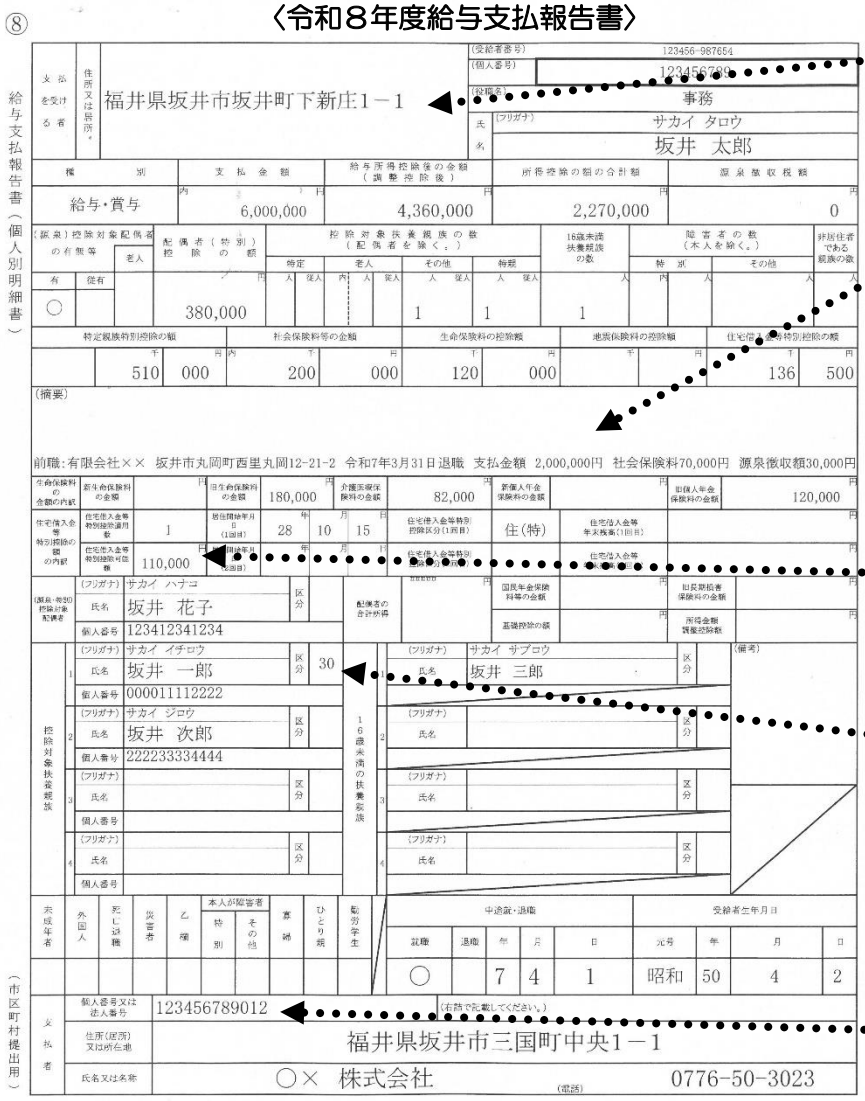

令和８年１月１日現在
坂井市の住所か

【前職分を含めて年末調整した場合】
記載例のように前事業所名や
支払金額等を記載

「住宅借入金等特別控除の内訳」に
記載漏れないか

【控除対象扶養親族の区分欄は正確か】
国外居住の場合に加え、
「特定親族特別控除」に該当する場合も、
区分の記載が必要

【支払者の法人番号が記載されているか】
法人番号ない場合は代表者等の個人番号
（右詰）

○ 給与支払報告書提出後の退職者（特別徴収者のみ）について

給与支払報告書を特別徴収で提出した方が退職した場合は、**令和８年４月６日（月）までに「市・県民税給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」**を市役所にご提出ください。ご提出されない場合、令和８年度の住民税は特別徴収扱いとなります。

○ 報告人員の特別徴収、普通徴収の区分けについて

給与支払報告書の総括表に「特別徴収」「退職者」「乙欄等」の人数が明記されているか、「普通徴収切替理由書」の差し込み位置が正しいか、ご提出前にご確認をお願いします。人数の記入漏れや誤りがある場合、確認のためにご連絡する場合があります。